

第1回岩手県新型コロナウイルス感染症医療体制検討委員会の結果 について

新型コロナウイルス感染症患者の大幅な増加に対応できる本県の医療体制を構築するため、「岩手県新型コロナウイルス感染症医療体制検討委員会」を開催しましたのでお知らせします。

(1) 開催日程等

日 時 令和2年4月14日(火)18時～
場 所 県庁12階特別会議室

(2) 委員会の内容

委員会の冒頭、委員長に盛岡市立病院の加藤章信院長が、副委員長に岩手県立中央病院の宮田剛院長が選出されました。

また、岩手県新型インフルエンザ等対策本部支援室に「入院等搬送調整班」を設置したことを委員に報告し、本県における新型コロナウイルス感染症に係る医療体制の素案について、概ね了承いただきました。

○新型コロナウイルス感染症に係る医療体制（素案）の概要

- ①感染症病床の利用状況を目安としたフェーズに応じた医療体制の構築
 - ・ 患者の重症度等に応じ、医療機関、宿泊施設等への搬送を調整する。
 - ・ 透析、妊産婦、新生児等、専門的な医療などが必要な患者の搬送調整に当たっては、専門の医師の意見を聞きながら調整する。
- ②発熱外来の設置
- ③軽症者受け入れのための宿泊施設の確保
- ④休床している病院等の活用
- ⑤二次医療圏内の医療提供体制を確保するための体制の構築

(3) 委員から出された主な意見等

- ・ 医療現場における入院調整に係る負担が大きいことから「調整班」の設置は必要
- ・ 県内の医療機関がリアルタイムに感染者の収容可能病床数がわかる仕組みづくりが必要
- ・ 医療圏にこだわらず、専門的な医療が受けられるよう広域で調整が必要
- ・ 「入院等搬送調整班」は長期的な対応ができるよう交替制など工夫が必要などについて意見が出されました。

今後、これらの意見を踏まえ、関係機関と調整しながら新型コロナウイルス感染症に係る医療体制について構築していきます。

(添付資料)

- ・ 次第 ・ 名簿 ・ 設置要綱 ・ 医療体制（素案）（資料1）
- ・ 医療機関の状況（資料2） ・ 電話相談窓口対応状況（参考資料1）

第1回岩手県新型コロナウイルス感染症

医療体制検討委員会

日 時 令和2年4月14日（火）18：00～19：30

場 所 県庁12階特別会議室

次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 議 事

- (1) 岩手県における新型コロナウイルス感染症に係る医療体制について
- (2) その他

4 閉 会

岩手県医療体制検討委員会名簿

令和2年4月14日

No.	所属機関名等	職名等	氏名	備考
1	(一社) 岩手県医師会	常任理事	吉田 耕太郎	
2	(一社) 岩手県医師会	岩手県医師会新型コロナウイルス感染症対策本部 特任部会部会長	下沖 収	
3	岩手医科大学附属病院	小児科学講座 教授	小山 耕太郎	小児科
4	岩手医科大学附属病院	産婦人科学講座 教授	馬場 長	総合周産期母子医療センター
5	岩手医科大学附属病院	泌尿器科学講座 腎・血液浄化療法学分野教授	阿部 貴弥	岩手腎不全研究会 事務局
6	岩手医科大学附属病院	救急・災害・総合医学講座 災害医療分野教授	眞瀬 智彦	岩手 DMAT
7	岩手医科大学附属病院	感染制御部長	櫻井 滋	県新型コロナウイルス感染症対策専門委員会委員長
8	盛岡赤十字病院	院長	久保 直彦	
9	(独) 国立病院機構盛岡医療センター	院長	木村 啓二	
10	盛岡つなぎ温泉病院	理事長	小西 一樹	
11	盛岡市立病院	院長	加藤 章信	感染症指定医療機関
12	岩手県医療局	県立中央病院 院長	宮田 剛	
13	岩手県医療局	県立胆沢病院 特任看護師	福田 祐子	いわて感染制御支援チーム (ICAT) 副統括
14	盛岡市保健所	所長	矢野 亮佑	中核市
15	岩手県保健所長会	岩手県二戸保健所 所長	杉江 琢美	

岩手県新型コロナウイルス感染症 医療体制検討委員会 設置要綱

(目的)

第1 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の患者が大幅に増加した際、感染症指定医療機関だけでは対応が困難となることが予想されることから、混乱を回避し、本県の医療体制を検討し構築するため、岩手県新型コロナウイルス感染症医療体制検討委員会の設置に関し必要な事項を定める。

(設置)

第2 岩手県感染症予防計画第3章の4に基づき、集団発生時の医療提供体制を構築するため、岩手県新型コロナウイルス感染症医療体制検討委員会（以下「医療検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第3 医療検討委員会の所掌事項は、本県の新型コロナウイルス感染症患者の搬送を含む受入れ体制の構築・維持、推進に係る検討及び調整、助言等とする。

(検討事項)

第4 医療検討委員会は、次の事項の発生に備えて予め、医療体制の検討を行う。

- (1) 感染症指定医療機関の感染症病床が満床になる場合
- (2) ECMO の適用など、感染症指定医療機関では患者の病状に対応できない場合
- (3) 県外からの患者受入れを依頼される場合
- (4) その他

(組織)

第5 医療検討委員会は、知事が委嘱する委員の概ね20名以内をもって組織する。

- 2 医療検討委員会に患者の搬送調整の実務を担当する「入院等搬送調整班」を置き、若干名を配置する。
- 3 医療検討委員及び班員の任期は、今般の新型コロナウイルス感染症が終息するまでの期間とし、政府による終息宣言が出された時又は知事がこれに準じる状況と判断した時までとする。

(役員)

第6 医療検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長及び副委員長は委員の互選とする。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7 医療検討委員会は、委員長が召集する。

- 2 調整を要する事例に係る検討等については、メール等による持ち回り回議にて意見を

徴することができる。

- 3 医療検討委員会は、必要に応じて学識経験のある者及びその他委員長が必要と認めた者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第8 医療検討委員会の事務局は、保健福祉部保健福祉企画室に置く。

(補足)

第9 この要綱に定めるもののほか、医療検討委員会の運営に際し必要な事項は、委員長が医療検討委員会に諮って定める。

附則

- 1 この要綱は、令和2年4月8日から施行する。
- 2 この要綱は、令和2年4月14日から施行する。

岩手県における新型コロナウイルス感染症に係る医療体制について（素案）

1 検討の趣旨

県内において新型コロナウイルス感染症の患者が大幅に増加した際、感染症指定医療機関だけでは対応が困難となることが予測されることから、混乱を回避し、本県の医療体制を検討し構築しようとするもの。

2 岩手県におけるフェーズの考え方

感染症病床の利用状況を目安にフェーズに応じた医療体制を構築する。

	フェーズ0 【未発定期】	フェーズ1 【発生初期】	フェーズ2 【発生拡大期】	フェーズ3 【まん延期】
指標 (感染症医療機関の状況)	すべての医療機関の感染症病床が利用できる	感染症病床に余裕がある	一部の医療機関の感染症病床が満床となった又は県内の半数の感染症病床に患者を収容している状況	・すべての医療機関の感染症病床が満床となった ・基幹病院等の病床の活用が進んだ状況
新型コロナ感染症医療体制	<ul style="list-style-type: none"> ・PCR検査の実施 ・感染症指定医療機関での受入れの準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症指定医療機関での受入れを開始 ・基幹病院等での受入れを開始 ・最重症患者の高度医療機関*での受入れを開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・休止病床の準備及び再開 ・軽症者の宿泊施設又は自宅等での療養を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等入院協力医療機関での対応
	<ul style="list-style-type: none"> ・休止病床の再開に向けた検討 ・軽症者の宿泊施設等における療養の体制検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・休止病床の再開に向けた運用準備 ・軽症者の宿泊施設等における療養の運用準備 		

※ 「高度医療機関」とは、複数のECMOを運用しており、高度な医療を提供可能な医療機関を指すもの。

3 岩手県における医療機関ごとの役割分担の考え方

それぞれの症状にあわせ、医療機関、宿泊施設又は自宅等への搬送を調整する。

	フェーズ0 【未発生期】	フェーズ1 【発生初期】	フェーズ2 【発生拡大期】	フェーズ3 【まん延期】
レベル1 【患者の状態】 無症状・軽症 【必要な医療】 酸素投与不要	—	原則、感染症病床へ措置入院	宿泊施設又は自宅等での療養を検討、実施	
レベル2 【患者の状態】 中等症 【必要な医療】 酸素投与(+α)	—	・感染症指定医療機関又は基幹病院等へ入院*		
レベル3 【患者の状態】 重症 【必要な医療】 人工呼吸	—	・感染症指定医療機関又は基幹病院等へ入院*		
レベル4 【患者の状態】 最重症 【必要な医療】 ECMO	—	・高度医療機関へ入院		

※ 人工呼吸器、陰圧病床（簡易・結核）の有無、医療人材の状況により基準を設定し、その基準のもと入院等搬送調整班が入院調整を行う。

4 具体的な対応について

(1) 入院等搬送調整班の設置

ア. 班員

岩手県新型コロナウイルス感染症医療体制検討委員会の委員の中から県が指名する数名で構成する。

なお、災害時の医療調整のスキームを活用するため、班長は統括DMATとし、岩手DMATロジスティックチームを班員に含むこととする。

イ. 業務内容

患者の重症度等に応じた一定程度の基準を設けることにより受入れ先の調整を行うこととする。

ア) 症状に応じた仕分け（トリアージ）

仕分け（トリアージ：軽症、中等症、重症）基準を制定する。

イ) 受入れ先の調整業務

基本的には、二次医療圏の役割分担による患者の受入れを原則とするが、広域での受入れが必要と判断される場合には、調整班が調整する。

ウ) 透析、妊産婦、新生児等の個別の症状に応じた受入れ先の調整

それぞれ専門の医師の意見を聞きながら受入れ先を調整する。

(2) 発熱外来の設置

二次医療圏単位での設置について検討する。

(3) 軽症者受入れのための宿泊施設の確保

県有の施設又は民間のホテル等を手配し、医療を必要としない軽症者は郡市医師会等の協力の下、健康観察を実施する。

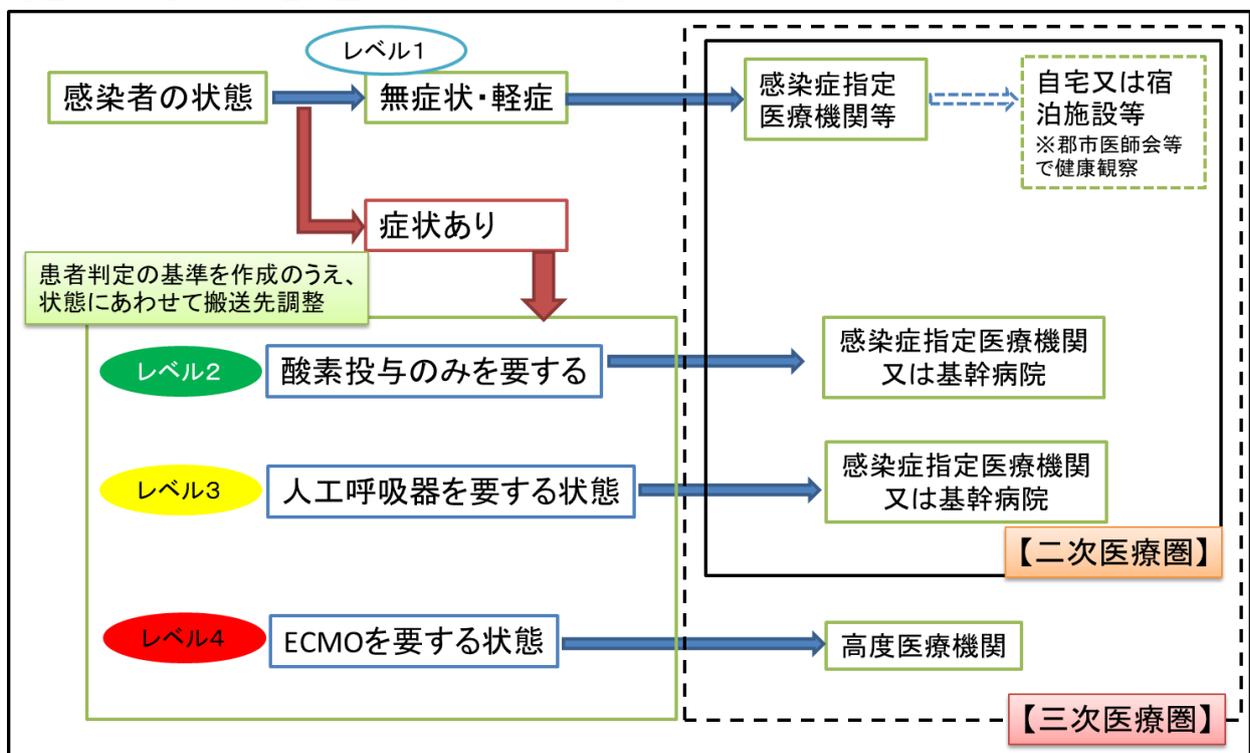
(4) 休床している病院等の活用

医療が必要な感染者の入院施設として、現在休床している病院や入院患者の少ない地域病院等の活用を検討する。

(5) 二次医療圏内での医療提供体制を確保するための体制

保健圏域での受入れ体制について感染症指定医療機関、基幹病院、医療関係団体等と、発熱外来の設置や圏域内での医療機能に応じた役割分担等について情報共有を行う。

【症状等に応じた搬送調整のイメージ（素案）】



県内医療機関の状況

1 感染症指定医療機関及び病床数等一覧

圏域	医療機関名	感染症指定医療機関		<参考> 結核
		第1種	第2種	
県全体		2	36	91
盛岡	盛岡市立病院	2	6	
	国立病院機構盛岡医療センター			10
	盛岡つなぎ温泉病院			2
岩手 中部	県立遠野病院		2	
	北上済生会病院		4	
	県立中部病院			20
胆江	奥州市総合水沢病院		4	
	県立胆沢病院			9
	県立江刺病院			15
両磐	県立千厩病院		4	
	県立磐井病院			10
気仙	県立大船渡病院		4	10
釜石	—	—	—	—
宮古	県立宮古病院		4	5
久慈	県立久慈病院		4	
二戸	県立一戸病院		4	
	県立二戸病院			10

2 新型インフルエンザ協力医療機関：33施設（一部非公開）

3 帰国者接触者外来設置医療機関：19施設（非公開）

4 県内医療機関における人工呼吸器などの保有状況 (R2.4.9現在)

病院全体のある（リースによるものも含む）			
人工呼吸器台数	小児・新生児用人工呼吸器台数	ECMO台数	簡易陰圧装置
375	48	13	55

※今後、人工呼吸器と簡易陰圧装置について増設予定。

※出典：医療政策室調べ

1 本県における電話相談窓口等の対応状況について

1 帰国者・接触者相談センターへの相談状況

各県保健所 平日 9時～17時 県庁 全日（土日・祝日を含む）24時間体制

相談 対応日	2/8土 ～ 4/4土	4/5 日	4/6 月	4/7 火	4/8 水	4/9 木	4/10 金	累計
各保健所	1,889	15	165	132	121	146	166	2,634
医療政策室	587	49	35	15	19	22	22	749
合計	2,476	64	200	147	140	168	188	3,383

2 一般相談窓口への相談状況

各県保健所 平日 9時～17時 県庁 9時～21時（土日・祝日を含む）

相談 対応日	2/8土 ～ 4/4土	4/5 日	4/6 月	4/7 火	4/8 水	4/9 木	4/10 金	累計
各保健所	1,766	5	122	128	128	107	105	2,361
医療政策室	362	30	14	20	43	41	36	546
合計	2,128	35	136	148	171	148	141	2,907

3 本県における検査件数

これまでの検査状況（全て陰性）（4月14日9：00時点）

検査結果 判明日	2/13 ～ 4/6月	4/7 火	4/8 水	4/9 木	4/10 金	4/11 土	4/12 日	4/13 月	合計
行政検査件数	99	18	5	8	14	3	3	15	165
民間検査件数	5								5

4 東北地方における感染者の確認状況（4月12日 22時現在）

自治体	3/27（金）時点	4/3（金）時点	4/9（木）時点	4/12（日）時点
青森県	4	11	12	22
秋田県	3	9	11	15
岩手県	-	-	-	-
宮城県	2	13	34	45
山形県	-	1	22	38
福島県	2	9	29	37
合計	11	43	108	157